

別表第3（第9条関係）
日常生活用具の給付に係る基準

種目		障害及び程度	性能	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体感機能障害2級以上	腕、脚等の訓練の出来る器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有する者	154,000円	8年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級以上（常時介護を要する者に限る。）	褥瘡の予防又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級以上（常時介護を要する者に限る。）	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上（下着交換等に当たって、家族等他人の介助等を要する者に限る。）	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上	介護者が障害者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの（ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。）	159,000円	4年
	訓練いす（障害児に限る。）	下肢又は体幹機能障害2級以上（原則として3歳以上）	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	33,100円	5年
	訓練用ベッド（障害児に限る。）	下肢又は体幹機能障害2級以上（原則として学齢児以上）	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害であって、入浴に介助を必要とするもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	90,000円	8年
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上	障害者が容易に使用し得るもの	4,450円	8年
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害	障害者が容易に使用し得るもの	3,100円	3年
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害で、家庭内の移動等において介助を必要とするもの	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。	60,000円	8年

			ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。		
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害	障害者が容易に使用し得るもの	12,160円	3年
	特殊便器	上肢障害2級以上	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの	151,200円	8年
	火災警報機	障害等級2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500円	8年
	自動消火器	障害等級2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	8年
	電磁調理器	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	41,000円	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	7,000円	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	36,200円	5年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	56,400円	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸機能又は心臓機能障害3級以上であって、医師が必要と認めた者	動脈血中の酸素を測定できるものであって、障害者が容易に使用し得るもの	60,000円	5年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	17,000円	10年
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの	視覚障害者が容易に使用し得るもの	9,000円	5年

		世帯及びこれに準ずる世帯)			
	視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上 (視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18,000円	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	98,800円	5年
	情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害者	パーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト等で障害者が容易に使用し得るもの	100,000円	原則1回
	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上の身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年
	点字器	視覚障害者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10,400円	7年
	点字タイプライター	視覚障害2級以上 (本人が就労若しくは就学しているか、又は就労が見込まれる者に限る。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	63,100円	5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	85,000円	6年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	99,800円	6年
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読み取りたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	198,000円	8年
	視覚障害者用時計	視覚障害2級以上。 なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの	13,300円	10年
	視覚障害者用情報受信装置	視覚障害2級以上	地上デジタル放送等の音声受信が可能なもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	29,000円	6年
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段とし	一般の電話に接続することが出来、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害者が	71,000円	5年

		て必要と認められる者	容易に使用できるもの		
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	聴覚障害者が容易に使用し得るもの	88,900円	6年
	人工喉頭	喉頭摘出者	笛式又は電動式で構音化できるもの	72,200円	5年
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	点字により作成された図書	※1	
	音声ICタグレコーダー	視覚障害の程度が2級以上の者	ICタグに登録された当該音声情報を読み取り、内容を音声として知らせる機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	39,900円	5年
	音声色彩判別装置	視覚障害の程度が2級以上の者	色彩を認識し、音により色を伝えるもので、障害者が容易に使用し得るもの	47,000円	5年
排泄管理支援用具	紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サラン、ガーゼ等衛生用品)	高度の排便(排尿)機能障害又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難な障害者(紙おむつは医師の意見書必要)		12,000円	
	ストーマ装具(尿路系)	内部障害で装具が必要であると認められる者	低刺激性の粘着材を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付きとする。	11,639円	
	ストーマ装具(消化器系)	内部障害で装具が必要であると認められる者	低刺激性の粘着材を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。	8,858円	
	収尿器	脊髄損傷等により排尿障害のある者	採尿器と蓄尿器で構成し尿の逆流防止装置を付けるものとする。	8,500円	1年
住宅改修費(住宅改修費)	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって障害等級3級以上のもの(ただし、特殊便器への取替をする場合は上肢機能障害2級以上の者)	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000円	年1回

備考

1 ※1の点字図書の基準額は、既存の墨字図書の価格とする。